

## 公認柔道指導者資格制度運用要領

### 1. 資格の取得

#### 1). 指導員養成講習会の受講要件について

- ① 登録、年齢、段位、指導経験の受講要件はすべて受講する指導員養成講習会（以下、養成講習会）の初日までに満たしていなければならない。
- ② 指導経験の年数は年間合計30時間程度以上の指導経験がある年の合計とする。指導とは実技や監督業務等に限定されず、連盟役員など柔道活動全般に関する指導と広くとらえる。履歴等の申請書類で確認できない場合は、必要に応じて証明できる書類の提出を求めることができる。

#### 2). 養成講習会の開催について

- ① A養成講習会は全柔連が実施する。ただし地方都市で開催する場合は現地連盟に会場準備や当日補助員等を依頼する場合がある。
- ② BおよびC養成講習会は各都道府県連盟が実施する。
- ③ BおよびC養成講習会の実施については、全柔連に対し事前および事後に所定の手続きを行う必要がある。
- ④ 各養成講習会は、設定されたカリキュラム科目の内容および時数を満たしていること、指定のテキストを用いていること、適切な講師が担当していること、その他諸手続き、運営、成績評価等が適切に行われていることを全柔連で確認した後、養成講習会として認定される。
- ⑤ 養成講習会は連続した日程で開催する必要はない。

#### 3). 養成講習会の講師について

- ① 原則として、全柔連開催の講師養成研修会への参加経験者など十分な専門知識を有するA指導員が担当することが望ましい。
- ② 特に「トレーニング論」や「救急処置」など専門性が高い科目については指導者資格の有無に関わらず大学教員や医療資格者等の専門家も任用できる。
- ③ 全柔連は独自に講師人材を派遣講師バンクとしてリストアップし、都道府県からの養成に応じて講師として派遣する。

- 4). 養成講習会のカリキュラムについて
- ① A、BおよびC 指導員養成講習会のカリキュラムは【別表1】に示す。養成講習会においては「集合」で定められた時数を実施し、「その他」で定められた時数分をレポート等の課題形式で課す。
  - ② 講習会がカリキュラムで指定した内容および時数を満たしていないと判断された場合は、養成講習会としての認定を取り消す場合がある。
- 5). 養成講習会の受講について
- ① 事前に所定の手続きを取り許可を受けた者が受講者となることができる。
  - ② 受講者が資格認定審査を受けるためには、カリキュラムの全集合科目を受講し、全レポート等課題を提出し、かつ検定試験を受験しなければならない。
  - ③ 受講した講義の有効期間はその日より4年後の3月31日までとする。この期間内に「集合」と「その他」の要件を満たし、検定試験に合格することで資格認定を得ることができる。有効期間内にこれらの一部でも未了であれば全ての受講記録は無効となる。
  - ④ 受講は原則として所属都道府県柔道連盟／協会が主催する養成講習会とするが、やむを得ない場合は他連盟による養成講習会の受講を認める。その際、あらかじめ所属連盟を通じて受講希望先の連盟に受講の可否を問い合わせなければならない。
- 6). 資格の認定について
- ① すべての講義の受講、レポートおよび検定試験の採点を完了し、合格点に達した者に対して中央資格審査委員会（A 指導員）、または都道府県資格審査委員会（B、C 指導員、準指導員）は審査の上、資格を認定する。
  - ② 資格審査の不合格者が再受験する場合、養成講習会を再受講しなければならない。
  - ③ 不合格となったレポートは受講有効期間内に再提出することができる。

## 2. 資格の有効期間

- 1). 有効期間内に更新条件を満たさなかった場合、有効期間が終了すると同時に資格は停止される。
- 2). やむを得ない事情によると判断された場合（傷病、海外や遠隔地出張等）は、所定の更新条件を満たさない場合も更新を特別に1回のみ認める。
- 3). やむを得ない事情によると判断された場合、更新条件を満了しないまま2回目の有効期間を修了した場合は資格が停止される。この場合、「指導者資格」登録はできず指導者としての活動が禁止される。この状態は更新条件を満たし、所定の手続きを経て「指導者資格」登録を完了することで停止が解除される。
- 4). 有効期間の判断およびやむを得ない事情への特例措置の判断は、AおよびB指導員は中央資格審査委員会が、C指導員については都道府県資格審査委員会が行う。

## 3. 資格の更新

### 1). 更新について

指導者資格の有効期間満了前に更新講習によって得られる更新ポイントが指定ポイントに到達することで、資格の有効期間が更新される。有効期間内に更新条件を満たさなかった場合、保有している資格は停止され、効力を失う。各資格区分における更新ポイントは【別表2】を参照。

### 2). 更新講習会および講義について

- ① 更新講習会は、A養成講習会、B養成講習会、C養成講習会、指導者を対象にした講習、研修、講演、セミナー、シンポジウムなどのうち本連盟や都道府県連盟（協会）が指定するものである。
- ② 更新講習会は新たに開催するもののみならず、教育委員会等、他団体主催による指導者向け講習会等も指定することができる。その際主催団体等との調整が発生する場合は更新講習を主催する団体（本連盟または都道府県連盟）が行う。
- ③ 本連盟および都道府県連盟は年度ごとに更新講習会の情報を公開、

通知する。

- ④ 更新講習会は60分以上の講義を少なくとも1つは含むことを条件とし、カリキュラムや日程等は自由に設定できる。
- ⑤ 養成講習会は保有資格より同位および下位のもののみ更新講習として認める。
- ⑥ 1回の講義は、1名または複数の講師による座学、実技、演習、研修、講演、セミナーなどの形式で行われるもので、少なくとも60分間以上の時間が確保されていなければならない。
- ⑦ 講義は柔道をテーマにしたものだけでなく、指導力向上に有益なスポーツ科学や指導倫理等に関する内容も可とする。
- ⑧ 更新講習会の受講料は2,000円とする。ただし別途受講料の規定がある講習会についてはその限りではない。
- ⑨ 更新講習会を開催する都道府県連盟は所定の手続きにより本連盟に計画書および受講者名簿等を提出する。
- ⑩ 都道府県連盟は受講者名簿を管理する。

### 3). 更新ポイントについて

- ① 平成27年度以降に認定した資格および平成26年度までの資格の2回目以降の更新は更新ポイント制とする。
- ② 1ポイントは60分間以上の講義1回を受講した場合に付与される。ポイントは講義時間の長短ではなく講義数に応じて付与される。
- ③ 加算された更新ポイントは資格有効期間を終えると失効し、次有効期間に持ち越されることはない。
- ④ 審判法や形に特化した講習会（審判講習会、形講習会）は、講義数にかかわらず、審判法と形で有効期間内にはそれぞれ1ポイントのみ付与される。例えばAライセンス審判員講習会は有効期間内に何度受講しても1ポイントのみ認められる。
- ⑤ 複数の講義が含まれる指導者講習会の1講義科目として実施される審判法や形は上記③の対象外とし、通常の講義と同様に1講義1ポイントで付与される。
- ⑥ 養成講習会や更新講習会における講師は担当講義数1に対して3ポイントを付与する。

- 4). 更新講習会の受講について
    - ① 更新講習を受講する際は、主催連盟／協会を通じて申し込む。
    - ② 受講状況および更新ポイントは更新記録カードや受講証明書等により管理する。
    - ③ 他都道府県が開催する更新講習会で取得したポイントも有効とする。
  - 5). 更新を行わなかった者の取り扱いについて
    - ① 有効期間内に必要な更新ポイントを取得できなかった場合、資格は停止する。この場合は5.1).により取り扱う。
4. 指導者登録
- 1). 登録の義務について
    - ① 指導者資格取得者および準指導員は「指導者資格登録」を行う。
    - ② 指導者資格は「指導者資格登録」を行うことにより有効とする。
  - 2). 「指導者資格登録」の猶予措置について
    - ① 例えば大学生が在学中にC指導員資格を取得し、しかし直ちに指導活動を行わない場合は、公認柔道指導者資格登録規程第7条により、「指導者資格登録」の猶予措置を申請できる。
    - ② この猶予措置は学生等の身分や年齢による制限はないが、資格の認定年度中に申請しなければならない。
    - ③ 猶予期間においても、特に猶予されていない限り全柔連登録を継続しなければならない。
    - ④ 猶予措置を終了し資格を発行するためには、指導者資格復活申請書を提出し、「指導者資格登録」を行う。
    - ⑤ 猶予期間中は資格更新の必要はない。
    - ⑥ 猶予期間を終了し、復活が認定された時点で資格の有効期間が開始される。
  - 3). 登録と資格の取り扱いについて
    - ① 4.2) の猶予措置を行わず、「指導者資格」以外の区分で登録を行った場合、また登録そのものを行わなかった場合、資格は喪失する。

## 5. 資格の停止、喪失、復活

### 1). 更新手続きを行わない場合の停止、喪失、復活について

- ① 資格更新の手続きを行わなかった場合、また「指導者資格登録」を行わなかった場合、資格は停止される。
- ② 停止された資格はA、B、C指導員の場合4年間、準指導員の場合2年間の復活期間内に復活申請の手続きを行うことで解除できる。復活期間を超えた資格は喪失となり復活申請は認められない。

### 2). 懲戒処分による停止と喪失について

- ① 懲戒処分による資格停止を解除するためには、中央資格審査委員会や懲戒委員会が定めた手続きを終えた後、復活申請を行う。
- ② 喪失した資格は復活できない。資格を喪失した者が資格の再取得を希望する場合は、懲戒処分等の解除が認められた後、C指導員養成講習会の受講を行うことができる。
- ③ 資格再認定を得るためには、認定を希望する資格の養成講習会のうち、倫理および安全指導に関連する科目を含めた4時間以上の受講と倫理および安全指導に関する課題レポート2題（各2時間相当分）以上の提出による判定を受けなければならない。ただし中央資格審査委員会または懲戒委員会が別に定めた手続きがある場合はこれに従う。

## 6. 日本体育協会公認スポーツ指導者資格

- 1). A指導員養成講習会の全科目を修了し所定の申請手続きを行う事により、日本体育協会（日体協）公認スポーツ指導者資格（柔道コーチ）の専門科目が免除できる。
- 2). B指導員養成講習会およびC指導員養成講習会の全科目を修了し所定の申請手続きを行う事により、日体協公認スポーツ指導者資格（柔道指導員）の専門課程が免除できる。
- 3). 日体協公認スポーツ指導者資格の更新は原則として全柔連指導者資格の更新制度を適用する。これは全柔連指導者資格を持たない者へも適用するが、当面は日体協や都道府県体協等による義務研修も可とする。

7. その他

- 1). この運用要領の改廃は、指導者養成特別委員会の決議を経て行う。
- 2). この運用要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。